

大阪国際音楽フェスティバル関連事業について（検証）

1 これまでの経過

- 大阪発信で認知を高めるイベントとして、国連の国際・ジャズフェスティバルの誘致を目指すこととし、大阪国際音楽フェスティバル実行委員会を組織（25年7月付）。
- 平成25年度臨時理事会（25年9月）において、ジャズフェスティバルを含む26年度事業計画（案）承認。
- 平成26年2月に、実行委員長が観光局長名でユネスコ・モンク財団と大阪開催の協定を締結。
- 26年4月、韓国・セウォル号沈没事件が発生し、アジアンスターズスーパーライブの中止を決定。
- 同月、国際・ジャズフェスティバル・グローバルコンサートなどを開催（3 事業結果概要の通り）
- 26年9月時点では、事業全体で約94百万円（最終的には92百万円）の収支不足（スーパーライブ中止に伴う経費を除く）が見込まれたため、協会からの負担金（貸付金）及び実行委員長からの個人負担金でもって収支不足を補うこととした（26年度臨時理事会（26年9月）承認）。
- 26年度第2回理事会（27年3月）において、イベント中止に伴う解決金に係る支援策を承認。
- 27年4月に国庫補助金が確定し、一部訴訟事案を除き、実行委員会の事業収支は「2」のとおりとなった。

2 実行委員会における事業収支（平成25～現在）

（単位：千円）

収 入		支 出	
コンベンション協会分担金	113,000	ジャズ・ディ実施経費	310,557
【内訳】		その他事業経費	35,219
25年度分担金 21,000		*スーパーライブ中止に係る解決金	15,000
26年度当初分担金 25,000		その他（訴訟関連費用等）	2,987
// 追加分担金 67,000			
コンベンション協会からの貸付金	16,670		
【内訳】			
訴訟関連費用貸付金 1,670			
*調停貸付金 15,000			
企業協賛金	37,190		
チケット収入	28,259		
ジャズコンペティション参加者収入	300		
国庫補助金（文化庁）	143,875	計	363,763
実行委員長負担金	25,000		
雑収入	8	収 支 差 額	539
計	364,302	計	364,302

※受託事業者との損害賠償請求訴訟の行方により、最終的な収支は一部変更となる可能性あり。
*は、スーパーライブ中止に伴う損害賠償請求については、協会と実行委員会とが折半して負担。

3 事業結果概要と効果

事業名	内 容	日時	会場	参加人数
国際・ジャズフェスティバル2014 ワークショップ	国際・ジャズフェスティバルに集うトップアーティストたちによるワークショップ	4月30日	大阪スクールミュージック	約150名
国際・ジャズフェスティバル2014 グローバルコンサート	ユネスコの趣旨に沿ったジャズ界の巨匠たちによるコンサート	4月30日	大阪城西の丸庭園特設会場	約5,000名
Riverside Jazz Trips2014	大阪市内各所におけるジャズライブほか	4月26日～5月5日	道頓堀特設ステージほか	観客数延約13,000人
御堂筋ジョイふる2014	ミナミ JAZZ 物語などジャズ関連イベント	4月29日	御堂筋、道頓堀界隈	観客数延約200,000人

- 世界各国でニュースとして取り上げられるなど、広く「大阪」の名を知らしめた。
- メディア露出の広告価値については、約16.7億円の効果（紙新聞換算）
- ネット上では197か国に発信され、約29.8億ページビュー（Impressions）の広告価値

4 まとめ

- 事業としては、「大阪」の認知度を高めるうえでは、一定の効果あり。
- 多額の赤字発生など、事業遂行上は大きな問題点があり、結果、損害補てん対策等では協会（財団）が事実上の対応をした。
- これらの状況を真摯に受け止め、次の改革案を着実に実施し、大阪観光のため課せられている役割をこれまでに以上に果たしていく。
- 今回の事業がもたらしたイメージダウンに対しては、大阪の観光関連業界とも協力して、地道な文化活動を支援するなど、失った信頼を取り戻す。
- 事業に係る損害賠償請求訴訟が継続中であることから、当分の間、実行委員会を継続し、訴訟の終結後、最終的な整理を行う。



【内部統治面】

- 協会と観光局とを一体化し、公益財団法人として「大阪観光局」を発足させるとともに、理事長と事業執行する観光局長を一本化し、責任と権限を明確にする。
- 理事長と専務を常勤化して役員による経営会議を設置し、的確な経営判断を行い、理事会、評議員会で適切に承認を得る。
- 財団内でのコミュニケーション（報告・連絡・相談）を徹底し、部局横断的な情報共有を密にする。

【事業執行面】

- 原則として、実行委員会形式を取らない。プロモーションを主に事業展開する。
- 事業委託に際し、事業者の選考基準を明確にし、透明性を高める。
- 事業実施に当たって、予算や実現可能性、効果など、十分検討する。
- 当財団のあるべき事業評価制度を設ける。

※ 本資料はガバナンスの視点から整理したものであり、法的責任を問うものではない。